

(公 印 省 略)
令和6年10月23日

川西市議会議長
大 崎 淳 正 様

特別会計決算審査特別委員長
西 山 博 大

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

特別会計決算審査特別委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和6年10月3日)

1. 認定第5号 令和5年度川西市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和5年度決算の概要

歳入決算額 145億8010万9687円

歳出決算額 144億8723万2622円

歳入歳出差引残額 9287万7065円

実質収支額 9287万7065円

(基金積立額と翌年度精算額等を考慮した場合

1億4859万59円)

質疑の概要

歳入

問 一般被保険者国民健康保険税として27億6933万1925円を収入している点に関して、令和9年度における兵庫県下の保険税水準統一に際し、被保険者の負担軽減を図るために基金を活用することで5年度より税率を引き下げ、8年度まではその税率を据え置く方針が示されているが、近年はこの負担軽減措置を感じる事ができないほど物価が高騰しており、さらに統一後の保険税率に移行することで保険税額が大幅に上昇する見込みであることから、社会情勢や5年度の決算を踏まえた上で、収納率への影響や、統一保険税に対する市の見解を伺いたい。

答 統一保険税率に関しては、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことで被保険者数が減少傾向にあることなど、様々な要因によって定まるものであることから、9年度における税率や収納率を見込むことは現段階では困難である。また、税水準の統一は決定事項であることから、市としては税率が大幅に上昇することが見込まれることを、ホームページやリーフレットを用いて被保険者へ周知徹底に努めていく考えである。

問 保険給付費等交付金のうち特別交付金で6511万3000円を収入している保険者努力支援分が令和4年度より100万5000円の減収となったことについて、保険者努力支援制度に関しては4年度の取組実績に対して5年度に交付金

を交付する制度であると認識しているが、交付金額が減額となる評価を受けて、どのように取組を改善したのか伺いたい。また、保険税水準の統一によって本制度の取扱がどのようになるのか伺いたい。

答 保険者努力支援分に係る交付金額の算定内容には被保険者数が含まれていることから、被保険者数の減少によって交付金が減額となったものであり、被保険者一人当たりの交付額は増えている状況である。また、保険税水準統一後の本制度に関しては、未だ国から詳細が示されていないが、各市町村自治体が交付金を収入する必要がなくなり、兵庫県の収入として取り扱われるものと考えている。

問 成果報告書によると、平成29年度普通調整交付金申請誤りに係る補填として801万2000円をその他一般会計繰入金として繰り入れていることについて、当該補填措置は令和5年度で完了したとのことであるが、その手法は適正であったかを含め、この事案の総括について市の見解を伺いたい。

答 普通調整交付金申請誤りにより生じた5834万2000円の損失については多額の損失であったことを踏まえ、ミスをした職員個人の責任に帰することなく、また市民が負担を被ることのないよう検討した結果、人件費を削減することで補填を行ったものであるものの、基本的には損失を職員の人件費から補填することがベストであったとは考えていない。また、最も大切なことは、本事案をきっかけに取組始めた内部統制のように、一つの事務処理ミスを糧にして次のミスが生じないように再発防止に取り組むことであると考えている。

問 成果報告書によると、後期高齢者医療制度の被保険者数は1142人増加し、国民健康保険の被保険者数は1465人減少していることから、その差である323人は後期高齢者となったこと以外の要因で資格喪失したと認識しているが、社会保険の適用拡大がその多くを占めていると考えていることから、被保険者数が減少している要因に対する市の分析状況について伺いたい。

答 国民健康保険における資格喪失の要件は様々であるが、令和4年10月に社会保険の適用拡大があったことから、4年度は社会保険への資格異動者が多かったものの、5年度は適用拡大から期間が空いていることから大幅な資格異動がなく、後期高齢者となったことを除いては、全体的に例年どおりの資格異動となっていると考えている。

問 産前産後保険税繰入金として38万1514円を繰り入れていることに関して、令和6年1月1日から被保険者の産前産後期間の国民健康保険税の免除制度

を実施しているが、免除適用件数や、申請したが適用対象外であった被保険者数について伺いたい。また、対象者が本制度を活用しないこととならないよう、どのような対応を講じたか伺いたい。

答 本制度による保険税の免除者数は、職権適用を含めて30人となっており、申請者は全て免除適用されている状況である。

答 本制度の対象者の申請漏れがないよう、ホームページ等で周知することに加えて、母子健康手帳の交付時には保健センターにて制度の説明を行っており、医療機関から出産育児一時金の請求がある際にも、未申請の被保険者であるかを確認するなど、対象者の免除適用漏れがないように努めている。

歳出

問 資格・賦課事業の印刷製本費において、令和4年度から71万4313円の増額となっているが、その要因について伺いたい。

答 通常の保険証の有効期間は2年間であり、5年度がその更新年度となっておりことから、その印刷費用分が4年度より増額となったものである。

問 2332万1260円を支出している収納管理事業において、多様な納付方法を設けることで納付環境を向上させたことは評価するものの、口座振替の収納率が97.22%と高い数値であることから、口座振替による納付を納税者に勧奨していくべきであると考えますが、市の見解について伺いたい。また、窓口で口座振替の申請に至らなかった納税者に対して、どのように口座振替の勧奨を行っているのか、取組状況について伺いたい。

答 様々な収納方法のうち口座振替が最も効率的であると考えていることから、滞納が解消した納税者や、国保の加入手続き時に口座振替を申請していない人には申請書を交付するとともに、当初の納税通知に申請書を同封するなど、積極的に口座振替を推進する取組を行っている。

問 637万444円を執行している徴収対策事業において、成果報告書に「業務別担当制から滞納者別担当制への徴収体制の変更」という記載があるが、その詳細及び効果について伺いたい。

答 保険収納課において、従来は財産調査担当や差押え担当といった業務別での担当制を採用していたが、令和5年度からそれぞれの滞納者を特定の徴収担当が対応する徴収体制へと変更しており、徴収担当4人がそれぞれ350人の滞納者に対応している状況である。この体制変更によって、滞納者の個別の状況に応じた

滞納整理を行うことが可能となっており、収納率が向上したものと考えている。

問 同事業において、成果報告書によると令和5年度より地方税共通納税システムを導入し、キャッシュレス決済サービスを拡充したとのことであるが、当該サービスをどのように周知しているか伺いたい。

答 ホームページで周知することに加え、保険収納課より発送する封筒の裏面に案内を記載することで、当該サービスの利用を促進しているところである。

問 同事業について、預貯金等照会回答オンラインシステムとしてpipitLINQを導入することで財産調査を効率化したと成果報告書にあるが、当該システム利用料の内訳について伺いたい。また、当該システムの利用による財産調査件数は6595件とのことであるが、その費用対効果に関する市の見解を伺いたい。

答 当該システム利用料は手数料として支出しているが、その内訳に関して、初期費用が8万2500円、年間利用料が76万5600円、生命保険に対する照会手数料が1件につき20円で837件を照会している。その費用対効果については、令和4年度より差押件数が大幅に増加していることに加え、財産調査の事務処理に要する時間を短縮できたことから一定の効果があったものと考えている。

問 請求資料によると、令和4年度と比較して差押件数が263件増加をしていることは確認できるが、差押解除や分納の対応状況についても伺いたい。

答 差押解除について、完納等の滞納保険税の収納による差押解除は51人、金額にして560万9605円となっており、生活保護受給または競売終了による差押解除が5人、金額にして1522万5084円である。

また分納の受付件数は2180件で、前年度より9.1ポイント減少したが、これは滞納者や被保険者が減少したことが要因であると考えている。

問 保険給付費について、成果報告書によると、一人当たり給付費が令和4年度より1万1283円増加しているが、被保険者の減少によって給付費全体が減少する中で一人当たり給付費が増加している状況について、市の分析を伺いたい。

答 一人当たり給付費については、新型コロナウイルスの影響による減少以降、毎年増加しているが、これについては、高齢化や医療の高度化による医療費の増額によるものと考えている。

問 1億434万2733円を支出している一般被保険者療養費について、成果報

告書によると、療養費が令和4年度より4.49%増加しているが、療養費の推移の傾向及び増加理由について伺いたい。

答 被保険者数が減少傾向にあることから、それに比例して療養費も減少すると考えているが、5年度は社会保険の資格を遡及して喪失したことにより、保険者間での調整で600万円の支出が生じた事例が1件あったことが主な増加理由である。

問 葬祭費給付事業で790万円支出していることについて、成果報告書のグラフを見ると4年度より申請件数が27件減少しており、葬祭を執り行わないことも近年の傾向としてあると認識しているが、件数が減少した要因に対する市の分析を伺いたい。

答 葬祭費については葬祭を執り行わず火葬のみの場合でも申請が可能なものであり、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことによる影響により、国民健康保険における葬祭費の申請が減少したものと推測している。

問 特定健康診査・特定保健指導事業について、成果報告書によると、事業の課題に40歳代の被保険者や男性の受診率が低迷しているとの記載があるが、これら受診率低迷に関する市の分析や取組について伺いたい。

答 40歳代被保険者の受診率に関しては、同年代が特定健診や特定保健指導を知らないことや、日々の繁忙さ、健康への無関心さによって未受診となる人が多いと推察している。また、40歳代の受診率は、令和4年度からの増加率が他の年齢層よりも高い状況でもあることから、若年層の受診率向上を目的とする健康チェックキットの送付については一定の効果があったものと考えている。また、これらの年齢層に特化した取組ではないものの、電話やハガキを用いた受診勧奨も引き続き実施していくつもりである。

問 保健事業において、健康チェックキット送付事業委託料として81万7000円を支出しているが、満37歳から39歳の被保険者を対象に健康チェックキットの案内を送付し、対象者606人のうち申込者が128名であったことについて、市の分析を伺いたい。

答 令和5年度の申込率は21.1%となっており、取組を始めた当初に設定した目標値である25%を下回るものの、4年度実績の19.6%は上回る結果となった。これは前回キットを送付した際に反応がなかった対象者に対して再勧奨を行ったことによるものと考えている。

問 同事業で支出しているその他負担金3173万199円のうち禁煙外来医療費助成金に関して、申請5件のうち治療終了が1件、負担金額が5480円であったとのことであるが、目標値50人と比較して実績が低調であったことに対する市の評価を伺いたい。

答 禁煙外来医療費助成については、広報誌やホームページに加え、医療機関へチラシ配布を依頼したものの、令和5年9月から助成を始めたこともあり、十分な周知啓発には至らなかったとともに、治療に係る飲み薬が出荷停止の状況であることも影響したと考えている。今後については、後発医薬品がでてきていることも聞き及んでいることから、申請件数が増えることも見込んでいるが、国保ガイドブックや特定健診のリーフレットを用いて周知啓発するなど地道な取組を進めていきたい。なお、治療終了者に対しては、アンケートを実施しその効果を検証しているところである。

問 医療費適正化事業のうちジェネリック医薬品差額の通知などによる普及啓発で90万円を支出していることについて、ジェネリック医薬品利用率において、国が定める数量ベースでの目標値が80%であると認識しているが、令和5年度の利用率に対する市の分析を伺いたい。

答 国の定める数量ベースでの目標値については、成果報告書に記載する本市の利用率77%は5年度の平均値であり、5年度9月時点では79.4%であることから、現時点において目標を達成している可能性もあると考えている。一方で、金額ベースでの目標値は65%となっており、本市においては55.5%と下回っているものの、6年度の10月より選定療養として、ジェネリック医薬品ではなく先発医薬品の処方希望する場合は新たな自己負担が発生することから、当該利用率は上昇するものと見込んでいる。

特記事項

請求資料あり(1.消費税の影響額について ほか)

議案質疑資料あり(1.歳入において第8款諸収入、第2項雑入、第3目第三者納付金における件数について及び一番大きい額について ほか)

審査結果 原案認定(全員賛成)

2. 認定第6号 令和5年度川西市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

令和5年度決算の概要

歳入決算額 36億7071万6567円

歳出決算額 35億6665万8615円

歳入歳出差引残額 1億405万7952円

実質収支額 1億405万7952円

(翌年度精算額を加味した実質収支額 0円)

質疑の概要

歳入

問 後期高齢者医療保険料が前年度より4399万559円の増収となっている点を捉え、滞納繰越分の収納率が6.15ポイント上昇している要因について伺いたい。

答 滞納繰越分については、財産調査を丁寧に行った結果、滞納処分に至る財産や納付約束に結び付いた案件が多くあったことから、収納率が向上したものと分析している。

問 成果報告書によると、保険料の内訳で、現年度分で特別徴収が57.6%であるのに対し、普通徴収は42.1%と前年度と比べ0.7ポイント減少している。普通徴収の収納率の向上が求められている中で、口座振替の勧奨が重要であると考えことから、その取組状況について伺いたい。

答 7月に保険料額決定通知書を発送する際、納付回数が9回の方には口座振替申請書を同封することにより、口座振替を勧奨しているところである。

問 保険基盤安定繰入金が令和4年度より2866万1669円増の4億6303万5042円収入していることについて、4年度は3年度より1029万586円の増加となっていたことから、このような大幅な増額となった要因について伺いたい。

答 当該繰入金については、低所得者等の保険料軽減分を県が4分の3、市が4分の1という負担割合にて公費で補填する制度であるが、被保険者数が増えると軽減対象者数も比例して増えることにより、繰入金が増加している状況である。

問 令和4年10月から一部負担金の割合見直しにより2割負担が導入されたことについて、自己負担額が増加することへの配慮措置は講じられているものの、厚生労働省による調査にて、2割負担となった被保険者の医療サービス利用日数が

減少している状況が判明していることから、受診抑制が起きていることを危惧しているが、本市においても同様の状況にあるのか、市の見解を伺いたい。

答 2割負担となったことによる受診抑制の状況については把握していないものの、一人当たりの医療給付費は4年度より上昇していることから、受診抑制には至っていないものと考えている。

歳出

問 後期高齢者医療広域連合納付金が6455万4626円増の34億6190万6209円支出していることについて、当該納付金の詳細を伺いたい。また、医療費の自己負担額が増えることによる医療給付費への影響について伺いたい。

答 後期高齢者医療広域連合納付金の内訳としては、主には保険料負担金及び基盤安定繰入金が占めており、また、医療費から自己負担額を除いたものが医療給付費となることから、自己負担の割合が2割、3割の方が増えると給付費は減少するという状況である。

特記事項

請求資料あり（1.対象人数について（75歳以上と障害者割合別に）ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）

3. 認定第7号 令和5年度川西市介護保険事業特別会計決算認定について

令和5年度決算の概要

歳入決算額 157億1400万3827円

歳出決算額 156億3781万5429円

歳入歳出差引残額 7618万8398円

実質収支額 7618万8398円

（翌年度精算額を加味した実質収支額 2527万9024円）

質疑の概要

歳入

問 第1号被保険者保険料の滞納繰越分として559万3866円が収入されている点に関して、収納率が対前年度比で4.3ポイント増となっていることから、令和5年度に実施した差押件数や、介護保険料を一定期間以上滞納した場合に適用される保険給付における制限措置の状況について伺いたい。

答 5年度において、介護保険料の滞納を理由に預貯金等を差し押さえた実績はない。また、保険給付における制限措置については、保険料を1年以上滞納した場

合は保険給付の償還払い化が適用されるものの5年度における対象者はなく、保険料を2年以上滞納した場合は介護サービスの利用者負担額が引き上げられるが、5年度におけるその対象者は13人となっており、そのうち6人が介護サービスを利用している状況である。

問 国庫補助金の調整交付金として、総給付額の6.03%にあたる8億4007万3000円が収入されている点に関して、当該交付金は市町村間における保険料の基準額の格差を是正するため、後期高齢者の加入割合を加味して国から交付されるものと認識しているが、令和4年度において総給付額の5.44%にあたる7億2334万1000円が収入されていたことから、前年度と比べて増額となった要因を伺いたい。

答 3年3月に策定した第8期介護保険事業計画において、2年度の状況をもとに、当該交付金の交付額を総給付額の5.6%程度となるものと見込んでいたものの、後期高齢者の加入割合が当初の見込みより増加したことから、5年度においては、総給付額の6.03%が当該交付金として交付された状況となっている。

問 国庫補助金の保険者機能強化推進交付金として対前年度比26.8%減の2425万2000円、介護保険保険者努力支援交付金として対前年度比0.7%減の3148万2000円がそれぞれ収入されている点に関して、いずれの交付金についても前年度と比較して減額となっていることから、その要因について伺いたい。

答 これらの交付金は国が定める評価指標に基づいて交付されるものであるが、保険者機能強化推進交付金については、国における予算額が減額となったことにより本市への交付額も減額となったものである。また、保険者努力支援交付金については、他自治体との評価の比較により減額となっている。これらの交付金については、各年度ごとに評価指標が変わるものであり、その都度、課内で横断的な検討組織を立ち上げ、各担当ごとに取組状況の見直し等を行い、評価の得点に結びつくよう努めているところである。

問 県補助金の介護人材確保支援事業補助金として8万3000円を収入している点について、当初予算における計上額151万1000円と比較して大幅な減額となった要因を伺いたい。

答 当該補助金は、令和5年度から本市において新たに実施した介護支援専門員等研修受講費助成事業について、当初予算では当該事業費が県の補助基準に該当す

ると見込み計上していたものの、認識に相違があり、実際に県へ申し立てたところ補助基準に該当しないことが発覚した結果、収入額が大幅に減額となっているものである。しかしながら、本市において介護支援専門員等が充足していないことは大きな課題となっていることから、県の補助基準には該当しないものの、当該事業は今後も実施していきたいと考えている。

歳出

問 介護保険総務管理事業において、介護度改善インセンティブ事業に係る介護事業所への報奨金として155万円が支出されている点に関して、令和4年度においては15事業所が参加しているが、5年度からは評価時期を変更したものと認識していることから、その理由等について伺いたい。

答 4年度は評価時期を固定していたが、5年度からは、事業者が個別機能訓練加算の算定期間に合わせ評価を行えるよう評価時期に幅を持たせたことにより、参加事業者が17事業所に増加した。また、取組が優秀な事業者には報奨金の支給や表彰式等を行っており、事業者からは、サービス利用者及び事業者のモチベーションの向上につながっているといった評価を受けている。

問 同事業において、新たに市内の居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員等の資格更新に要する費用を助成する介護支援専門員等研修受講費助成金として35万4780円を支出している点に関して、当該助成金における申請状況等について伺いたい。

答 当該事業は令和5年10月から開始しており、5年度における申請状況は、ケアマネジャーの資格更新が2件、主任ケアマネジャーの資格更新が7件の合わせて9件となっており、いずれも受講者本人へ支給しているものである。

問 一般介護予防事業において、地域包括支援センターに対する介護予防普及啓発事業委託料等として557万5022円が支出されている点に関して、成果報告書によると、「いきいき元気倶楽部」では、運動と認知症予防だけではなく、フレイル予防の普及啓発となるようリハビリテーション専門職と連携している旨が記されている。これについて、この専門職の各地域包括支援センターへの派遣回数は14回が限度であると認識しているが、派遣回数等の詳細について伺いたい。

答 各地域包括支援センターへのリハビリテーション専門職の派遣は、一つの地域包括支援センターあたり2回までとなっており、派遣する専門職は理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の3職種の中から各地域包括支援センターが選択する

仕組みとなっている。5年度では言語聴覚士の派遣依頼が多い状況であり、一部で都合がつかなかったことから、地域包括支援センターへの派遣回数は合計10回となっている。これらの状況を踏まえ、各地域包括支援センターに在籍している保健師に対して、言語聴覚士から指導の仕方等について講義を行ってもらい、当該保健師がいきいき元気倶楽部において講義できる体制を構築した。

問 包括的支援事業において、1億7653万7504円が支出されている地域包括支援センター運営のための基本委託料に関し、成果報告書によると、高齢者虐待における地域包括支援センターの相談受付件数は近年増加傾向となっているが、この点に関する市の見解を伺いたい。あわせて、高齢者虐待における事実認定後の市の対応等について伺いたい。

答 高齢者虐待については、市民等に早めの相談を啓発していることから、相談受付件数の増加を必ずしも悪いことではないと考えており、早期の支援開始に重きを置いているところである。

また、令和5年度の高齢者虐待における事実認定件数は24件となっており、そのうち、やむを得ない措置を講じた事案は7件となっている。その他の事案の高齢者虐待における理由の多くは、認知症の進行やADL(日常生活動作)の低下に伴い介護負担が増大することによるものであり、適切な介護サービス利用やレスパイトケアの導入により、事実認定後においても在宅での生活を継続される場合もある状況である。

問 同事業において、自立支援型地域ケア会議の開催に係る報償費として49万8000円が支出されている点に関して、成果報告書に地域ケア会議の開催状況が記されているが、令和5年度の個別会議の開催回数は30回となっており、前年度と比較して大幅に減少していることから、その要因について伺いたい。

答 各地域包括支援センターでは個別会議の開催回数を増やしたいと考えているが、同会議には介護サービスの利用者及びその家族に参加いただく場合が多く、会議開催の打診はするものの、開催を拒まれる状況があることなどにより、5年度の個別会議の開催回数は減少している。また、個別会議の内容の多くは、認知症に関することや介護サービスの利用を拒むことなどとなっているが、新たに認知症みまもり登録をされた方については、その登録者に関する個別会議を開催していきたいと考えている。

問 任意事業の介護給付適正化事業において総額1294万6000円が支出され

ている点について、成果報告書に直近3年間の事業効果額が記されているが、令和3年度における過誤申立件数及び金額が突出して多い状況となっている要因を伺いたい。また、5年度の過誤申立件数が対前年度比で9.8%増となった一方で、過誤申立金額は44.2%の減となっていることについて、市の分析を伺いたい。

答 3年度は、実地指導を行った事業所で大きな過誤が発覚したことから、過誤申立件数及び金額が大きくなったものである。また、4年度以降については、介護サービス利用料などの状況も含め、実地検査の内容により過誤調整を行う金額は異なることから、結果としてこの程度の推移となったものと分析している。

問 任意事業の高齢者住宅等安心確保事業において総額1372万2000円が支出されているが、成果報告書によると、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）にLSA（生活援助員）を派遣し安否確認及び生活相談等の日常生活支援サービスを提供したと記されている点について、当該事業の詳細や効果等について伺いたい。

答 高齢者世話付住宅において、平日の日中にLSAが常駐し、緊急通報装置が作動した際に現場へ駆けつけたり、利用者の体調不良時等には買い物等の一時的な家事援助を行ったりしている。また、夜間及び休日においても、緊急通報装置が作動した際には現場へ駆けつけるなど、異常時の素早い対応につながることから、利用者にとって有益であり、事業として効果があるものと考えている。

問 請求資料によると、令和5年度における生活支援サポーター養成研修の修了者数が17人となった点について、修了者数が近年は減少傾向であることを踏まえ、市の分析を伺いたい。

答 当該研修については、若い世代及び子育て世代の方にも受講しやすくするため、日中の受講しやすい時間設定とするなど、一定の工夫をした上で2日間及び3日間のコースを実施しているが、結果として受講者数が減少している状況である。

特記事項

請求資料あり（1.消費税の影響額について ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）

4 . 認定第 8 号 令和 5 年度川西市用地先行取得事業特別会計決算認定について

令和 5 年度決算の概要	
歳入決算額	10 億 2 2 0 1 万 9 1 2 3 円
歳出決算額	10 億 2 1 8 4 万 5 1 9 1 円
歳入歳出差引残額	1 7 万 3 9 3 2 円
翌年度へ繰り越すべき財源	1 7 万 3 9 3 2 円
実質収支額	0 円
質疑の概要	
歳入	
質疑なし	
歳出	
問	成果報告書によると、本会計の今後の方向性、見通しとして「未だ公社が保有する土地は、事業化などの有効活用が困難な土地が残っているが、公社の債務増大を抑制するためにも、機会をとらえて買戻しを行っていく。」と記載がある点に関して、公社が保有する土地の件数や簿価について伺いたい。
答	令和 5 年度においては火打 2 丁目地内及び平野 3 丁目地内の買戻しを行ったことから、同決算における公社が保有する内訳は、道路事業用地 2 件、公園事業用地 1 件、その他公共事業用地 4 件、代替用地 3 件の合計 1 0 件であり、面積は約 8 万 9 0 0 0 平方メートル、簿価は約 1 9 億 6 0 0 0 万円となっている。また、6 年度においても 2 件の買戻しを行っており、今後も可能な限り買戻しを進め、売却も含めた買戻し用地の有効活用を図っていきたいと考えているところである。
特記事項	
請求資料あり (1 . 土地開発公社用地取得による公社健全策の推移と見通しについて ほか)	
審査結果 原案認定 (全員賛成)	